

# 仮想保険と格差是正

藤岡大助

## 目次

- 一 はじめに
  - 二 純粹な格差
  - 三 基底的原理
  - 四 資源の平等
  - 五 仮想保険
  - 六 格差是正
  - 七 おわりに
- 一 はじめに

格差が拡大している。「一九八〇年代以降、グローバル化、新しいテクノロジー、制度変化という影

響要因があいまって先進国の中に強い遠心効果を生み、すであつた分断をさらに深めるとともに新たな分断をつくり出した<sup>(1)</sup>と経済学者のオリヴィエ・ブランシヤールとダニ・ロドリックは指摘する。研究者たちが格差研究の成果を共有するために立ち上げたデータサイト (WID.world) では、国民所得に対するシェアにおける格差拡大の傾向を次のように確認できる。一九八〇年と二〇二〇年の比較でみたとき、上位一〇%層においては、アメリカ・三三・九%↓四四・四%、ドイツ・二八・六%↓三七・三%、日本・三五・九%↓四四・二%と所得の集中が見て取れる。同様に上位一%層についてみれば、アメリカ・一〇・四%↓一七・九%、ドイツ・九・八%↓一二・九%、日本・一〇・七%↓一二・九%となる。アメリカにおける富の集中が甚だしいが、日独においてはも集中の傾向にある。一方、下位五〇%層のシェアは、アメリカ・二〇・一%↓一三・九%、ドイツ・二三・三%↓一八・九%、日本・一九・三%↓一六・八%と減少を示している。こちら、アメリカにおいてシェアの減りが著しいが、日独もトレンドは共有している<sup>(2)</sup>。

程度の違いはあるにせよ、所得の格差ほどの社会においても、いつの時代においても、常にみられるものであり、重要なのはそれがどう受け止められているかである。二〇一九年一〇月にピーターソン国際経済研究所で格差をテーマに開催されたカンファレンスの報告論集の巻頭報告は、「数年前にはもつと意見が分かれたはずの格差の多くの側面について、(暗黙にせよ) 広く意見の一致が見られ」、「格差が政策として取り上げられるべき最優先課題であるという見方には、誰一人として異議を唱え」ず、「貧困削減よりさらに踏み込んだ政策を取るべきだ、という考えが広く共有されていた」と指摘する<sup>(3)</sup>。

格差の拡大が問題ならば、格差の是正に取り組まなければならない。格差是正を目論むうえで中心に位置する手段は、租税である(もう一つは給付)。租税法において確立されてきた「垂直的公平<sup>(4)</sup>」の理念は、各人の担

税力に応じて異なる税負担を割り当てる原則である。どの程度の税率が設定されるかに依存するとはいえず、効果としては、格差是正に寄与する。しかし、ここで省みるべきは、マーフィ&ネーゲルが『税と正義』（原題…『所有権の神話』）で示した、「租税の公正ではなく、社会的な公正が租税政策を導く価値であるべきであ」<sup>(5)</sup> ということ認識である。このことが意味するのは、税制度に関わる選択と論争は、正義構想の観点から検討されなければならないということである。かかる指摘が妥当であるとすれば、租税原則のみに依拠して格差是正の根拠とするのは不十分であり、分配的正義に関する正義構想の観点から、格差是正が根拠づけられなければならない。

しかし、哲学的な分配的正義構想において、格差是正は自明の目標ではない。リバタリアニズムの正義構想は言うに及ばずだが、これに対抗すると目されてきたエガリタリアニズムの陣営においても、足並みは揃わない。特に、デレク・パーフィットが水準低下問題を指摘して以降、格差是正を直接の目的として含意する平等主義に対抗して、優先主義や十分主義など、代替的基準が台頭している。これらは、貧困の解決は主張するが、格差そのものに関しては、無関心である。

本稿は、ドゥオーキンの分配的正義構想が、格差それ自体に対して、如何なる態度を示しうるかを検討することを目的とする。最初に、対象として検討する「純粋な格差」を同定し（一）、次に、この課題に必要な範囲で、ドゥオーキンの正義構想の要点を段階を追って再構成する。具体的には、基底的原理としての人間の尊厳に関する二つの原理（三）、分配的正義構想としての資源の平等（四）、そして、制度展開の指針としての仮想保険（五）である。そのうえで、仮想保険のアイデアには、格差是正が使命として含まれていることを結論する（六）。

## 二 純粹な格差

貧困は、必要とされるべき資源が欠乏しており、人としての生が疎外された状態である。誰しも、貧困の状況にとどめ置かれることは不当と考えるであろうし、可能ならば救済されるべきことに異論の余地は少ない。世界銀行が「絶対的貧困 (extremely poverty)」として示す、日額\$1.9という貧困線は、絶対的な意味においてそのようなものだ。<sup>(7)</sup> 同行が購買力を考慮したうえで「貧困 (poverty)」として示す、日額\$2(低中所得国) および\$5(中高所得国) という数字も、同一線上の道徳的喚起力を有する。<sup>(8)</sup> この道徳的喚起力からくる合意は、生物としての必要が変わるわけではないという普遍性から来ている。必要カロリーは、先進国では増え、後進国では減るということはないのであるから(貧困線以下でも生命は維持されうるだろうが、貧困は寿命や疾病として影響を及ぼす<sup>(9)</sup>)。

他方、相対的貧困は、その社会の所得の中央値の半分以下の所得に貧困線を設定する基準である。定義からも明らかのように、他者の所得状況によって、本人が貧困であるか否かが変わってくる。論理的には、人口の過半数が日額\$2以下で生活しており、しかし誰も日額\$1未満で生活している者がいないとき、絶対的貧困が広範に社会を覆っているが、相対的貧困は存在しないことになる。反対に、最低位層が年収一〇万ドルであっても、中央値が二〇万ドルであるなら、貧困とみなされる。相対的貧困は、貧困というよりも格差の別名と捉えるべきかもしれないが、それに尽くされるわけではない。それは、人間が社会的動物であるという性質に由来する。人間は社会の中で生きる種であり、基本的な社会的関係を構築するうえでも必要は認められるのであり、衣食住とい

う生物的必要に限定されるものではない。<sup>10)</sup> そのように考えれば、アド・ホックなものではあるが、相対的貧困の捉えようとしている「貧困」は、絶対的貧困が持つ道徳的喚起力の延長線上に位置づけられるものである。この観点から着目した場合、より適切には、「相対的貧困」と呼ぶよりも、「社会的貧困」と呼ぶ方がふさわしいかもしれない。また、我が国の生活保護の根拠とされる「健康で文化的な最低限度の生活」<sup>11)</sup>も、同種の「社会的貧困」の理念を含む指標と捉えることができるであろう。

貧困が、それ自体、明白な悪であるのに対して、格差が、それ自体、悪であるのかは自明ではない。貧困は単体で見える悲惨であるが、格差は他と比較したとき初めて顕現する事象である。多くの場合、格差と貧困は随伴するが、上述の相対的貧困でみた通り、貧困と格差は独立に成立しうる。随伴しないケースは、貧困なき格差と格差なき貧困である。貧困なき格差は、社会全体に格差は存在するが、最低位の人でさえも貧困の水準よりも上にいる場合である。格差なき貧困は、全員が貧困の水準に落ち込んでいる場合である。この場合、国際間の支援によるなど、外部社会に救済を求めるしかない。

なお、貧困と格差が因果的に連動している事態は、貧困が原因で格差が生じている場合や、格差が原因で貧困が生じている場合である。前者の具体例としては、貧困がゆえに生産活動に参入する能力開発の機会が持てず、貧困を免れている人々との間に格差が生じるようなケースである。後者の具体例を強いて挙げるとすれば、格差が低位者の競争条件を優位者のそれに比べて厳しくし、競争の結果として敗者が貧困に陥るようなケースである。いずれにしても、貧困が格差にまとりつくとき、緊急性が高く、より広範な道徳的合意が期待できるのは、格差是正よりも貧困の解決の方である。マーフィ&ネーゲルは、「功利主義者であれ、ロールズ主義者であれ、優先性を主張する理論家であれ、社会的セーフティ・ネットの信奉者であれ、機会の公正な平等の擁護者であれ、

平等な自由至上主義の擁護者であれ、貧困には関心を持つだろう」とし、「貧困はこれらすべての観点から悪とされる」という「合意の領域」があるとする<sup>12)</sup>。様々な分配的正義構想において、格差に対する反応は様々であるが、貧困に対する反応は、それが悪であるとする点において一致している。格差が問題視されるのも、多くの場合、貧困が理由になっている。

本稿の検討対象は、格差それ自体であるので、「貧困なき格差」を想定する。それは、例えば、次のような状況である。ある社会において、相対的観点からも、再低位の所得水準が中央値の半分を上回っており、なおかつ、その額が絶対的観点からの日額（中高所得国で\$5）を上回っている場合に、さらに条件を緩和すれば「健康で文化的な最低限度の生活」を保障するセーフティ・ネットが張られて機能している場合に、それでも生じている格差である。

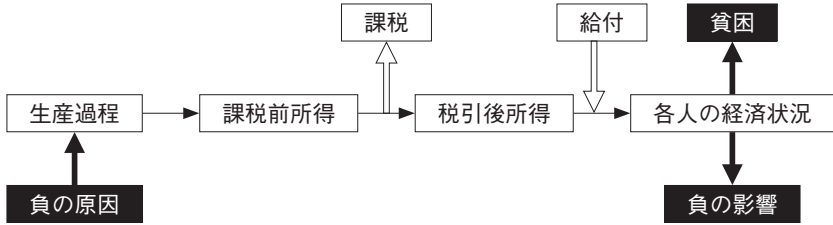
「貧困なき格差」であつたとしても、広範な道徳的非難が向けられるであろう格差が存在する。T・M・スキヤンロンは、「格差がなぜ問題なのか？」という問いに対して、「格差に反対する理由は多数あり、それらは、格差が及ぼす影響か、格差を生む制度の不当さに由来していると私は考える<sup>13)</sup>」と述べている。「格差が及ぼす影響」とは、例えば、経済資源の格差が政治的影響力の格差に転化され、対等な関係の中で成立するべきとする規範のもとにある、民主主義の前提を脅かすような場合である。経済資源の集中によって、ひと握りのスーパーリッチが、メディア支配と連動して、政治権力を意のままに操るといふ、お馴染みの光景が頭に浮かぶ。スーパーリッチが、慈善的意図を、見かけだけではなく、真意においても有していたとしても、社会を大きく変化させようとする動きは、必ず利害関係が生じるのであり、反対の意見を持つ市民にとっては経済資源の専制的転用と映るだろう。こうした懸念に対しては、第一義的には経済力の権力への転用を遮断する方策をとるべきである。そもそ

も、この場合の道徳的非難は、経済的格差ではなく、支配と服従の関係を生む権力の格差の方にある。いずれにせよ、こうした広範な道徳的非難を惹起する「負の影響」は除去するものと仮定する。

「格差を生む制度の不当さ」に由来する格差とは、経済的格差が道徳的観点から言ってもないが、教育機会の格差（親の経済資源の格差）などによって本人の所得格差が生じている場合などが挙げられる。特に、教育資源の格差は、経済的格差が再帰的に再生産される構造にあり、より深刻である。当初の所得格差が子の世代の教育資源の格差の原因となり、子の世代の所得格差が孫の世代の教育格差とつながり、いつその所得格差を引き起こす、といった具合である。この場合も、道徳的非難の中心は経済的格差を生み出した「制度の不当さ」という「負の原因」の方にある。第一義的には、不当な制度を改善することが求められるだろう。<sup>14)</sup>

「貧困なき格差」から、「負の影響」と「負の原因」をさらに取り除くと、「純粋な格差」が残ることになる。もちろん、ここで取り除けるのは、広範な合意があると推定できる範囲についてであり、何を「負の影響」や「負の原因」とみなすのかについては当然に論争的である。自己所有権を主張するリバタリアニズム<sup>15)</sup>や功績主義的な正義構想においては、所得格差に帰結する能力格差を負の原因とはみなさない一方、ロールズの提起したタレント・プリーニング<sup>16)</sup>の思想に共鳴する多くのエガリタリアニズムは、「負の原因」とみなすであろう。

以上の整理をもとに、経済活動と課税を通じた再分配のプロセスを図示すると次のようになる。



そもそもその生産活動に参入するうえでの制度的背景（教育や資本）、生産活動それ自身が営まれる経済体制（市場）、これらの前段階の諸制度を通して課税前所得は結実する。ここでは、課税前所得を実現する前段階をすべてひっくり返して「生産過程」としているが、この段階において、不当な要素があるのならば、当然に、課税前所得は不公正な格差として現れるであろう。しかし、まずは、生産段階において生じる「負の原因」を可能な限り取り除くものと仮定する。

次に、課税前所得に対しての課税が行われ、その税収を用いて、給付が行われることになる。なお、ここで言う給付は、個人の口座に直接振り込まれるクレジットに限定されない。医療や住宅、修学支援などの現物給付、社会が公的に担っている警察や道路などの社会インフラの提供も含むものである。

この給付と税引き後所得とを合算して、各人の経済状況が確定する。これが貧困線や「健康で文化的な最低限度の生活水準」を下回っていないことを想定する。また、「負の影響」も、遮断されうると想定する。そのうえで見られる、各人の経済状況において生じている格差が検討されるべき「純粋な格差」である。正義構想の観点から、ここに道徳的な問題がなおも見いだされるのであれば、課税と給付を見直し、改善策をとることが要請される。

なお、経済的財の分配をめぐる問題は、消費、資産、相続および贈与などの局面が関連し、これらも分配的正義や格差の問題に重大な影響を及ぼす。しかしながら、本



稿では、単純化のために検討の対象外とすることを予め申し添えておく。

### 三 基底的原理

ドウオーキンが展開してきた分配的正義構想において、その起点に据えられる基底的原理は、「倫理的個人主義の二つの原理」である。その呼称および定式や力点は、著作ごとに揺らぎはあるものの、根底の精神は不変である。<sup>(17)</sup> 分配的正義に関する主著『平等とは何か?』において示された定式は、次の通りである。

平等な重要性の原理 (equal importance) : 「客観的観点からみて、人間の生は無駄にすぎられるよりは成功することが重要であり、このことは同じ客観的観点からみて、各々の人間の生にとって平等に重要である」<sup>(18)</sup>

特別責任の原理 (special responsibility) : 「我々はすべて人間の生の成功が客観的にみて平等に重要であることを認めるものの、この成功に対して特別の最終的な責任を負うのは一人の人間、それがその人の生であるところの本人自身である」<sup>(19)</sup>

第一の原理は、主に平等を表し、第二の原理は自由を表しているとみなされる。平等は、分配的正義における分配基準を示し、自由は分配される価値に関わる。ドウオーキンの分配的正義構想は、この二つの原理の解釈と

して引き出されるものである。

「倫理的個人主義の二つの原理」について、競合する他の正義構想との関係についてみたとき、二つの位置づけが示されうる。一つは、その原理はおよそ今日の主要な政治理論とみなされる正義構想のレパートリー（功利主義であれ、リバタリアニズムであれ、その他の原理であれ）が共通に有している基盤であるとするものである<sup>20</sup>。もう一つの位置づけは、平等主義的な正義構想を主張する思想の根本原理であるにとどまり、競合する他の理論が信奉するかどうかまではクレームしないとするものである。ドウオーキン自身は、政治社会の正統性の観点から、前者の位置づけを支持しているが、その成否については本稿では触れない<sup>21</sup>。本稿は、後者の位置づけを採用しておく。その理由は、一つには、前者は後者を含意するので、後者の弱い立場に依拠しておいても、議論は成立するからである。もう一つは、実際に共通の基盤に載っているとみなされる競合的な理論の多くが、その想定を拒否しているからである。

左派的な経済思想の陣営において、有力な対抗理論となつているものは、十分主義原理と優先主義原理である。それぞれの思想は、平等とは異なる別の直観に支えられており、その原理のもとに展開される正義構想は、それぞれの原理から引き出される。

十分主義は、一定の閾値に達しているかどうかが重要であり、それを超えた格差については無関心であるという原理である。十分主義の提唱者であるハリー・フランクファートは、「道徳性の観点からすると、万人が同じだけ保有するというのは重要ではない。道徳的に重要なのは、万人が十分に保有することだ」<sup>23</sup>と明確に言い切つている。フランクファートの検討は、主に経済的財の保有に関するものであるとしているが、その主張の根幹には、平等主義に対抗する十分主義の直観を見て取ることができる。

優先主義は、最も劣悪な境遇の者の状態にのみ関心を集中し、その状況の改善を至上命題とする理論である。その他の状況については、無関心である。優先主義は、再低位の者の地位向上に資するならば、他にどれほど多大な犠牲を強いてでも、それを追求するという難点が指摘される。<sup>(24)</sup>

なおここで注意が必要なのは、基底的原理から導出される正義構想において採用される基準は、必ずしも、見かけ上は、基底的原理の定式と同じであるとは限らないという点である。功利主義は効用の最大化を根本原理とする思想であるが、限界効用逓減の性質により、分配基準として平等を支持することがある。しかしそれは、平等主義に色目を使って平等分配を支持しているのではなく、あくまで効用の最大化に資するからなのである。<sup>(25)</sup> 同様に、十分主義が平等分配を支持することもあるし、<sup>(26)</sup> 後述するように、ドゥオーキンの仮想保険という正義構想も、功利主義的ないしは十分主義的とみなしうる基準を採用することがありえる。

重要なのは、基底的原理との間で矛盾が生じるように見える基準が正義構想において採用されるとき、なぜそれが、基底的原理の最善の解釈であるとみなせるのかを挙証する責任を負うということである。金持ちのAさんが有するお金が、Aさんの生の成功に資するものであるとして、そのお金が貧乏人のBさんの生の成功にも資するとき、なぜ、BさんではなくAさんに所有が許されるのか、平等原理は説明の必要を認める。平等原理を受け容れない立場は、その理論が重視する観点に影響がないのならば、説明の必要を認めない。<sup>(27)</sup> 十分主義も優先主義も、閾値の達成や最低位の最大化に関連しないのであれば、その格差には無関心である。

最後に、水準低下問題について触れておく。水準低下問題とは、デレク・パーフィットが指摘し、十分主義や優先主義などの対抗的原理の隆盛のきっかけとなった指摘である。<sup>(28)</sup> それによれば、格差がないことそれ自体を目的として平等主義を位置付けた場合に、誰の状況も改善しないどころか、全員の状況を改悪してしまうときにさ

え、格差が縮小するならばそれを支持するという受け入れがたい結論を示すという難点が平等主義にはあるとされる。目的論的平等を支持する今日の平等主義理論 (teleic egalitarianism) において、格差の縮小に絶対的な優先性を認める理論は少ないであろうが、少なくとも、事態を評価する際に、格差がないことそれ自体に一定の価値の重みづけがなされる余地を認める立場として構成される。<sup>(29)</sup>

ドゥオーキンは、格差がないことそれ自体を信奉しているのかと言えば、その生の重要性の判定においては、そうである。政治社会がその社会を構成する各市民の人生の価値を重みづけるとき、一定の基準を満たす重みづけさえ与えられていれば、等しい重みづけである必要はないとするような、十分主義的直観を峻拒するであろう。しかし、その具体的な制度構想において、格差がないことそれ自体に価値があるという立場に立っているとみなしうる記述は見当たらない。

#### 四 資源の平等

前節で示した「倫理的個人主義の二つの原理」は抽象度の最も高い原理であり、それが他の対抗する別の直観的原理から導出される構想を除外したとしても、なお、同じ平等主義として、様々な解釈が可能である。ドゥオーキンが、次の段階に位置づけるのが「資源の平等」という正義構想である。「何の平等か? (equality of what?)」<sup>(30)</sup> という論争状況の中で提示されたこの正義構想は、厚生主義やその亜種として解釈された場合の機能主義 (潜在能力)<sup>(31)</sup> と明確に対抗する見解であり、いずれの解釈が妥当であるのかについては論争がある。<sup>(32)</sup> 本稿では、対抗理論との論争には触れないが、ドゥオーキンの資源の平等において重要なポイントは、資源の中に能力資源を含め

て観念していることである。ドゥオーキンは、「人々の運命は環境と選択によって決定される<sup>(33)</sup>。」としたうえで、環境を次のように記述している。

環境は個人的資源と非個人的資源から成っている。個人的資源とは身体的および精神的な健康および能力である——例えば、それは一般的な適性や資質であつて、富を獲得する才能 (wealth-talent)、すなわち他者が対価を支払つても得ようとする財やサービスを作り出す生得の資質もこれに含まれる。非個人的な資源とは、ある人から他の人へと再分配しうるような資源である——例えば、富や、意のままにできる他の財産、そして現行法制度の下で認められているその財産を使用しうる機会である。<sup>(34)</sup>

このような分類のもとに、「倫理的個人主義の二つの原理」が課す次のような指針をもとに、資源の平等が展開される。

第一の原理は政府に次のような法や政策を採用するように要求する。すなわち、政府がこれを達成することが可能な限りにおいて、各人が市民たること以外の事柄——例えば各人の経済的背景、性別、人種、あるいは技能やハンディキャップの特定の集合など——に関してどのような人間か、ということに対して当の政府に服する各市民の運命が鈍感 (insensitive) になることを保障する法や政策である。<sup>(35)</sup>

第二の原理は、政府が市民の運命を市民自身が行つた選択に敏感 (sensitive) に反応させるように行動すべ

きことを——これもまた政府が達成できる限りににおいて——要求する<sup>(36)</sup>。

選択は、第二原理の指針に従って、政府に介入されず、尊重されることが求められる。環境は、個人的資源と非個人的資源に分かれるが、どちらも第一原理の指針に従って、格差がないように求められる。所得格差が、環境に起因するものか、選択に起因するものかが、格差是正の分水嶺になり、前者の場合は是正せねばならず、後者の場合は是正してはならない（しなくてもよいではなく）、ということになるのである。

なお、既述の通り、ドウオーキンは、能力資源の平等を求めるが、厚生の平等は求めない。選択に属するとは厳密に言えないような、たまたま持つに至った人生構想が他の人の人生構想と比してコストのかかるものであるからといって、その分の補償は認めず、本人がそうした不運も含めて責任を負うべき領域とする。従って、ドウオーキンはこの点において、「運の平等」<sup>(37)</sup>を徹底して求める理論とは袂を分かつ。しかし、能力資源として現れる不運に対しては、救済を認め、そのロジックは「運の平等」主義と軌を一にする。

## 五 仮想保険

経済活動が公正な制度的背景（非個人的資源の平等）のもとで展開されたとしても、結果として生じる課税前所得の分布は、格差が伴うものである。この格差の要因には、大きくカテゴリー化するならば、人々の自由な選択、生産活動の過程で生じる運、そして、能力資源がある。

生産活動の過程では、様々な運が介在して、事業が成功したり失敗したりする。これは、同一の物質資源およ

び能力資源のもとで、同一の選択において展開されていたとしても、不可避に生じうるものである。時の運は、人生につきものである。こうした同一条件下で生じる運が招く格差については、基本的には政治的介入は不要であるとされる。なぜなら、将来的に生じるリスクに対して不安に思う者は、それぞれのリスク選択に従って互いに私的な保険的取り決めで対処しうるからである。<sup>38)</sup>

道徳的に関連する格差の要因は、人々の自由な選択と能力資源である。ドゥオーキンの資源の平等の枠組みからは、自由な選択は尊重されるべきであるから、純粹に選択のみが格差の要因である場合、そこに政治社会が介入することは認められない。他方、能力資源が要因で格差が生じているのならば、是正が必要である。従って、能力資源を要因とする格差と自由な選択を要因とする格差とを綺麗に切り分け、前者には不介入を、後者には是正を施すのが、正義の要請となる。

しかし、その正義の要請は理念的には明解であっても、実践的には極めて困難である。人々の人生において、選択と能力は切り分けが不可能なほどに融合しているからである。

特定の時点における或る個人の富の中で能力の相違に起因する要素を特定化し、企図の相違に起因する要素だけを徴収するような税を考え出そうと試みるだろう。しかしながら、このような要素を識別することは、たとえ各個人の人格に関する完全な情報を仮定したとしても我々には不可能である。なぜなら能力と企図は相互に影響を及ぼし合うものであり、この相互的影響のために我々の試みは妨害されるからである。能力といるものは培われ発展していくものであって、いちどきに開花するものではない。そして人々は、どのような人間になるのが自分にとって最善かを考え、この考えに従いながらどのような能力を発展させるべきかを

選択する。<sup>(39)</sup>

各個人の所得の中で企図とは区別された能力に起因する部分を正確に再分配するように我々の所得税率を確定できると期待するのは不可能である。能力と企図はあまりにも緊密に絡みあっているからである。<sup>(40)</sup>

能力資源の格差を考慮せず、人頭税のような税制によって税収を集めれば、選択は尊重されるのかもしれないが、能力資源の不平等を放置することになる。他方、課税前所得に一律一〇〇%の税を課し、平等に給付すれば、能力資源の不平等を完全には正することはできるかもしれないが、人々の選択の自由を完全に圧殺することになる。かかる困難を前にして、ドゥオーキンが提唱する対処法が、仮想的な保険の枠組みで対処するという折衷案である。

純粋な時の運への自由な任意保険による対処の延長線上に、仮想保険を再構成すると、次のようになる。人々は、自分がどの程度の所得を実現できる能力資源を有しているか知らないとしよう。しかし、社会の中で、実現された稼得のどれか一つは、自分のものなのである。このような社会に生れ落ちる前に結ばれる保険的取り決めによって、稼得後の所得移転をすることができると仮定しよう。各人のリスク選好はそれぞれに異なるため、どの程度の移転としたいかは、ばらばらである。ギャンブラーは低い最低所得ラインと低い保険料を求めるであろうし、心配性の人は高い最低ラインと高い保険料を求めるであろう。各人のリスク選好の差異に従って、リスク選好集団ごとに保険契約を結べれば理想ではあるが、自身の能力資源の市場価値を知らないときに持つリスク選好を、市場価値を知った後で推定するのは不可能である。能力の市場価値を推定できてしまう現実の社会におい



ては、リスク選好集団ごとの保険的対応は諦めるしかない。リスク選好の差異の尊重は犠牲にすることになるが、各人の示す様々なリスク選好のレベルを平均し、全体で一つの保険契約を結ぶ方法が提案される。平均点は、自分のリスク選好を知らない<sup>(4)</sup>と仮定した場合に、最も合理的であり、理に適ったものである。

構想される仮想保険は、社会の平均的な人が、その社会の誰かに生まれ落ちるとしたならば、最低限保障してほしいと願う所得水準（保険額）と、それを維持するための保険料の組み合わせで構成される。保険料の支払い<sup>(4)</sup>は、一律定額であるよりも、累進的に設定された保険特約を、平均人は好むであろうから、累進的なものに設定される。この保険契約の制度的展開は、保険額としての最低所得保障と、保険料の徴収としての累進的所得税である。

## 六 格差是正

ドウオーキンの仮想保険モデルが導くのは、所得に対する累進課税とそれを原資とする最低所得補償というおなじみの図式である。これが、仮想保険での平均人の合理的期待に添うものであることが求められる。現実の政治が示す最低所得保障が、仮想保険が支持する最低所得補償額を下回っているならば、給付水準を引き上げる資金を調達するために課税を現状より強化しなければならない。論理的には、反対の事態も想定されうる。現実の政治が、仮想的保険が支持する以上の所得給付を与えているならば、それは与えすぎであり、課税の面では取り過ぎで減税すべきなのである。

では、ドウオーキンは、実際の政治的文脈において、どのような診断をくださるのか。共和党のブッシュ政権が

減税を訴えていた二〇〇六年の政治状況を踏まえ、共和党支持者へ向けて税の正義に関する哲学的な論戦を挑んだ『民主主義は可能か?』において、結論として次のように論及した。(なお、二〇〇六年時点の国民所得に対する各層のシェアは、上位一〇%・四四・三%、上位一%・一八・五%、下位五〇%・一四・一%であり、二〇二〇年におけるものほとんど変わらない格差状況にある<sup>(43)</sup>)。

アメリカの貧富の格差は擁護できないように思われる。貧困層は何らの適切な医療保障も受けられない——非常に多くの貧困層は全く医療保障を受けていない。彼らは適切な住居を欠き、彼らの栄養は驚くほど悲惨な状況にある。彼らの子どもたちは、彼らの残りの生にわずかばかりの希望を持つこともなく生れ落ちていく。分別のある人々が、そのような悲惨なリスクを持たなくてよい場合に、あえてそのような危険を冒すであらうなどと考えることは不可能なことである。(傍線…引用者)<sup>(44)</sup>

従って、保守派の掲げる減税政策はもつてのほかであり、もつと税収をあげるように課税を強化して、貧困層を救わなければならないのである。

しかし、ここでドウオーキンが容認していないのは、格差ではなく、貧困ではないだろうか。確かに、国民皆保険もなく、生活保護制度も極めて限定的なアメリカという文脈において、貧困は喫緊の課題である。「純粋な格差」に手を付ける以前に、厳然たる「貧困」が横たわっている。また、同書の仮想敵として議論を展開しているのは、さらなる減税を目論む保守派に対してであり、主義主張の似通った陣営における微細な論点に立ち入ることは混乱を招き説得力を減ずることにもなろう。純粋な格差の問題に踏み込めなかったのは、致し方のないこ

とではある。他方、アメリカよりはそれなりに福祉制度が整ったヨーロッパや日本の文脈では、いかなる示唆がありうるだろうか。

例えば、ある時点において、十分な生活水準を保障する給付があり、その後、状況の変化により、上位所得者の所得が上がったとする。所得上位者の状態の改善が、格差を増大せしめたのである。これは、純粹な格差である。

この前提において、十分主義を直観的根拠に据える分配的正義構想は、貧困を絶対的に定義する場合、特に何もすることはない。貧者への補償水準は貧困を脱し、底辺とは言え、まずまずの暮らしをしているのだから、上位層の莫大な所得の拡大も、上位層の伸びによる格差の拡大も、気にすることではない。しかし、十分主義者が貧困を相対的に定義する場合、若干状況は異なる。相対的貧困の定義によれば、所得の中央値が焦点になるが、所得上昇の均霑が中央まで及べば最低位水準の引き上げにつながるが、富が最上位層に局所的に偏在するならば、最低位層の十分水準は社会的機能の剥奪には至らず、給付水準が引き上げられることもない。なお、優先主義や目的論的平等主義においては、最上位層の所得の増大は最低位層の所得の改善を導き得るが、既述の通り、両原理はそれぞれに固有の理論的難点を抱えている。

では、仮想保険は、こうした純粹な格差の拡大にどう対応するであろうか。仮想保険が、どのように構想されるかによって、格差是正が含意されるか否かが変わってくる。仮想保険の当事者が、国民所得の総量やその分布状況への考慮よりも先行的に絶対的観点から最低所得水準を定め、然る後に、その充当に必要な予算規模が定まり、それを最低限以上の所得階層で分担するという形で保険契約を構想するならば、十分主義と同じ結論になる。現状において、税率が必要な予算額の充当に不足しているならば、税率を引き上げるべきであろうし、余剰

があるのであれば、減税すべきということになる。

他方、仮想保険の当事者が、国民所得の総量やその分布状況を考慮したうえで、最低所得水準を定めるという方法で仮想保険を構想するならば、最低所得水準は可変することになる。上位層が豊かであれば、その分多く取り、全体の底上げを図るであろう。上位層の所得の上昇は、それ自体、最低水準を引き上げるべき論拠となる。逆に、国民所得の縮小は最低給付水準の低下を招きうるものではある。

ドウオーキンは、後者の方法で保険を構想していることは明らかであろうと思われる。仮想保険の選択を考察する中で、「移住者（保険契約の当事者…引用者）たちは平均的にみて、特定化されたどのレヴェルの担保額にどのくらいのコストを支払うことによって、この種の保険に入ろうとするだろうか」（傍線…引用者）<sup>45</sup>と明示しており、コストは全体の所得状況に影響されるからである。例えば、一〇〇万円という保険料は、年収一〇〇〇万円の者にとってのコストと年収三〇〇万円の者にとってのコストが異なるように、背景となる全体の総量に応じて、微々たるコストなのか、甚大なコストなのか、評価が変わってくるのである。

仮想保険は、実社会における総量や機会構造の変化に応じて、その都度構成しなおされる思考実験と捉えるべきである。上位層の所得の増大という形でもたらされる純粋な格差の拡大は、そのような機会構造において如何なる仮想保険を平均人が選択するかを構想し、少なくとも、上位層の課税の強化（所得税だけで限界があるのならば、資産課税を考慮し）と保障される所得水準の引き上げによって、対応されることになる。

七 おわりに

本稿の検討課題は、ドゥオーキンの正義構想が格差それ自体に対して、どのような対応を示唆するかを検討することにあつた。そのため、まず、対象となる格差を貧困から分離し、なおかつ、不当な原因から生じている格差および不当な影響を及ぼす格差を取り除いたうえで、「純粹な格差」を抽出した(二二)。続いて、ドゥオーキンの正義構想を検討に必要な範囲で再構成した。具体的には、基底的原理としての人間の尊厳に関する二つの原理が、これは十分主義や優先主義などの直観と対抗する関係にあることを示した(二三)。そのうえで、「倫理的個人主義の二つの原理」から「資源の平等」が解釈され、その特徴は能力資源を平等にするべき指針を持つことを示した(二四)。さらに、このテーゼを実行に移すうえで、課税前所得には能力資源の要因と企図・選択の要因とが分離不可能な形で混淆しているため、事前の観点から平等を構想する假想保険が示されることをみた(四五)。假想保険は、最低限の所得補償とそのため原資を累進的所得税によって賄うものであり、一見すると、純粹な格差に無頓着なように見える。しかし、假想保険は機会構造の変化によってその都度思考実験を繰り返すツールであり、追加的な富は再低位水準の上昇という形で全体に還元されるとした(五)。

本稿を執筆している二〇二三年五月現在、ChatGPTは各種メディアにおいて話題の中心である。AIの日進月歩の進化は周知のものとなった。数年前にAI開発の研究者たちが格闘していた様子から比べれば、隔世の感がある。いよいよ本格的なAI時代の到来が現実のものとなりつつある<sup>47</sup>。それは同時に、多くのAI研究者が警

鐘を鳴らしてきた、デイストピアの幕開けなのかもしれない。

そのシナリオの一つが、純粹な格差の憂鬱である。AIやロボットなどの機械が生産のほとんどを担い、権利を有するごく一握りの富裕層がその対価のほとんどを受け取る。他方、その他大勢は、ほとんど価値を生産することができず、福祉給付にすぎるとはならない。このデイストピアにおいて、貧困は絶対的にも相対的にも存在しない。十分主義においては、テクノロジーがもたらした豊かさの果実を、共有する論拠を持たない。かかるデイストピアに対して拒否感を感じる者にとって、ドゥオーキンが構想した仮想保険は、有力な抵抗の拠り所となるのではないだろうか。

## 注釈

- (1) Blanchard and Rodrik, 2021b, p.xi (訳書, p.ix.)
- (2) World Inequality Database (<https://wid.world/world/> 二〇二三年五月一四日閲覧)
- (3) Blanchard and Rodrik, 2021b, pp.xii-xiii (訳書, p.xi.)
- (4) 垂直的公平の簡易な説明としては、増井2014, p.18.
- (5) Murphy & Nagel, 2002, p.173. (訳書, p.197) の指摘の妥当範囲についての考察として、藤岡2022を参照されたい。
- (6) Parfit, 2002. 水準低下問題については本論後述。
- (7) The World Bank/Themes/Poverty and Inequality (<https://datatopics.worldbank.org/world-development-indicators/themes/poverty-and-inequality.html> 二〇二三年五月一四日閲覧)
- (8) Ibid.
- (9) Sen, 1981, pp.11-14. (訳書, pp.16-20) は、生物学的アプローチに基づく必要の指標化の困難さを指摘しているが、長期的観点からみた場合、生物学的意味における必要は普遍的であると思われる。

- (10) センは、「所得で測った相対的な貧困は、潜在能力における絶対的な貧困をもたらすことがある。豊かな国において、同じ社会的機能（例えば、人前に恥をかかずに出られること）を実現するために十分な財を購入するには、より多くの所得を必要とするかもしれない。同じことは『コミュニティーで暮らしていける能力』についても言える。これらの一般的な社会的機能の達成に必要な物的条件は、そのコミュニティーにおいて他の人々が標準的に持っているものが何であるかによって変わってくる。」と指摘する。Sen 1992, pp.115-116. (訳書, p.179.)
- (11) 日本国憲法二五条①
- (12) Murphy & Nagel, 2002, pp.134-5. (訳書, p.153.)
- (13) Scanlon, 2021, p.59. (訳書, p.62.)
- (14) スキャンロンの格差についての論考の全体は、Scanlon, 2018. スキャンロンの指摘する「格差が及ぼす影響」および「格差を生む制度の不当さ」は、多岐に亘り、本稿が挙げる「負の影響」および「負の原因」と必ずしも同一ではない。前者には、スキャンロンの分配的正義構想において不当とされるが、他の正義構想からは不当とみなされないものも含まれる。本稿において、後者のものとして取り出すのは、広範な道徳的合意が成立しうる範囲に限定している点を留意されたい。
- (15) 代表的には、Nozick, 1974.
- (16) Rawls, 1971, sec.12, sec.17.
- (17) 倫理的個人主義に関する二つの原理の変遷については、藤岡2015を参照されたい。
- (18) Dworkin, 2000, p.5. (訳書 p.12.)
- (19) Ibid, p.5. (訳書 pp.12-13.)
- (20) キムリックは、そのうちの、平等に対するこうした位置づけを、平等主義的基盤 (egalitarian plateau) と呼ぶ。Kymlicka, 2002, ch.1.
- (21) Dworkin, 2006. は全篇に亘ってかかる観点からの考察である。
- (22) かかる観点の成否についての考察は、藤岡2015を参照。
- (23) Frankfurt, 2015, p.7. (訳書, p.15.) 十分主義についての検討として、藤岡2018を参照されたい。

- (24) 優先主義は、ロールズの格差原理と類似の考え方であり、ハーサニーによるマキシミン基準批判が当てはまる。  
Harsanyi, 1975.
- (25) Sen, 1982, pp.356-357. (訳書『 p.231. )
- (26) かかる観点における十分主義からの考察として、保田2022.
- (27) 挙証責任の観点から基底的原理と正義構想の関係を考察したものとして、藤岡2013を参照されたい。
- (28) Parfit, 2002.
- (29) Hirose, 2015, ch.3.
- (30) 主要な論客の理論として、Dworkin, 1981a, 1981b, Cohen, 1989, Arneson, 1989, Sen, 1982, ch.16, 1982. など。
- (31) ドゥオーキンは、Dworkin, 2000, ch.7. において、センの潜在能力を厚生主義に類するものか、資源主義に類するものかに二分している。
- (32) この論争についての資源主義擁護の立場からの検討として、藤岡2014a、2014b、2022などを参照されたい。
- (33) Dworkin, 2000, p.322. (訳書『 p.432. )
- (34) Ibid, pp.322-323. (訳書『 p.432. )
- (35) Ibid, p.6. (訳書『 p.14. )
- (36) Ibid.
- (37) 「運の平等」とドゥオーキン理論の考察としては、藤岡2013も参照。
- (38) Dworkin, 2000, pp.76-77. (訳書『 pp.108-110. )
- (39) Ibid, p.91. (訳書『 p.129. )
- (40) Ibid.
- (41) Ibid, pp.92-99. (訳書『 pp.130-140. ) Dworkin, 2006, pp.113-116. (訳書『 pp.185-189. ) ドゥオーキンの仮想保険の論述は、多岐に亘り錯綜しているが、その精髓を任意保険の延長上に構想したのが、本稿の記述である。
- (42) Dworkin, 2000, pp.100-101,102. (訳書『 pp.140-141, p.143. )
- (43) (2) 参照。



- (44) Dworkin, 2006. p.126. (訳書) pp.205-206.)
- (45) Dworkin, 2000. p.94. (訳書) p.133.)
- (46) 新井2018.
- (47) 数多くの著作が、AIが人間の仕事を奪う未来を警告しているが、その一つとして、波頭2018.

参考文献

- Arneson, Richard, 1989, "Equality and Equality of Opportunity for Welfare," *Philosophical Studies* 56, pp.77-93.
- Blanchard, Olivier & Rodrik, Dani(eds), 2021a, *Combating Inequality: Rethinking Government's Role*, Massachusetts Institute of Technology and Peterson Institute for International Economics. (月谷真紀訳) 二〇二二『格差と闘え』(慶應大学出版会)
- 2021b, "Introduction: We Have the Tools to Reverse the Rise in Inequality," in Blanchard & Rodrik 2021a.
- Cohen, G.A., 1989, "On the Currency of Egalitarian Justice," *Ethics* 99, The University of Chicago, pp. 906-944.
- Dworkin, Ronald, 1981a, "What is Equality? Part I: Equality of Welfare," *Philosophy and Public Affairs* 10, pp. 185-246.
- 1981b, "What is Equality? Part II: Equality of Resources," *Philosophy and Public Affairs* 10, pp. 283-345.
- 2000, *Sovereign Virtue: The Theory and Practice of Equality*, Harvard U.P. (小林公・大江洋・高橋秀治・高橋文彦共訳) 二〇二二『平等とは何か』(木鐸社)
- 2006, *Is Democracy Possible Here?*, Princeton U.P. (水谷英夫訳) 二〇一六『民主主義は可能か?』(信山社)
- Frankfurt, Harry G., 2015, *On Inequality*, Princeton U.P. (山形浩生訳) 二〇一六『不平等論』(筑摩書房)
- Harsanyi, John C., 1975, "Can the Maximin Principle Serve as a Basis for Morality?: A Critique of John Rawls's Theory," *American Political Science Review* 59.
- Hirose, Iwao, 2015, *Egalitarianism*, Routledge. (齊藤拓訳) 二〇一六『平等主義の哲学—ロールズから健康の分配まで』(勁草書房)
- Kymlicka, Will, 2002, *Contemporary Political Philosophy: An Introduction Second edition*, Oxford University Press. (千葉真・

- 岡崎晴輝訳、二〇〇五、『新版 現代政治理論』、日本経済評論社)
- Murphy, L. & Nagel, T., 2002, *The Myth of Ownership—Tax and Justice*, Oxford. (伊藤恭彦訳、二〇〇六、『税と正義』、名古屋大学出版会)
- Nozick, Robert, 1974, *Anarchy, State, and Utopia*, Basic Books. (島津格訳、一九九二、『アナキー・国家・ユートピア』、木鐸社)
- Parfit, 2002, "Equality or Priority?," Matthew Clayton and Andrew Williams (eds.) *The Ideal of Equality*. Palgrave Macmillan, pp.81-125.
- Rawls, John, 1971, *A Theory of Justice*, Belknap Harvard. (矢島鈞次監訳『正義論』、紀伊国屋書店、一九七九)
- Scanlon, T.M., 2018, *Why Does Inequality Matter?*, Oxford University Press.
- 2021, "Why Does Inequality Matter?," in Blanchard & Rodrik 2021a.
- Sen, Amartya, 1981, *Poverty and Famines*, Clarendon Press. (黒崎卓・山崎幸二訳、二〇〇〇、『貧困と飢饉』、岩波書店)
- 1982, *Choice, Welfare and Measurement*, Basil Blackwell Publisher. (大庭健・川本隆史訳、一九八九、『合理的な愚か者』、勁草書房)
- 1992, *Inequality Reexamined*, Harvard University Press. (池本幸生・野上裕生・佐藤仁訳、一九九九、『不平等の再検討』、岩波書店)
- 新井紀子、2018、『AI vs. 教科書が読めない子どもたち』、東洋経済新報社
- 波頭亮、2018、『A IとB Iはいかに人間を変えるのか』、幻冬舎
- 藤岡大助、2002、『分配的正義における平等論の検討—資源アプローチの擁護』、『國家學會雜誌』一二五卷／十一・十二号、pp.1257-1322.
- 2013、『エガリタリアニズムは存在するか?』、『亜細亜法学』四八卷／一号、pp.113-142.
- 2014a、『難破船とキャンプ旅行』、『亜細亜法学』四八卷／二号、pp.1-32.
- 2014b、『トゥオーキンの資源主義擁護論』、『亜細亜法学』四九卷／一号、pp.1-23.

- 2015『ドゥオーキンの抽象的平等原理による、解釈的正当化』、『亜細亜法学』四九卷／二号、pp.55-83.
- 2018『平等主義者からの十分主義への批判』、『亜細亜法学』五二卷／二号、pp.175-210.
- 2022『「税と正義」と分配的正義構想』、『亜細亜法学』五六卷／二号、pp.29-51.
- 増井良啓、2014『租税法入門』、有斐閣
- 保田幸子、2022『十分主義は不平等を容認するのか——無関心批判への応答』、『法哲学年報二〇二二』、有斐閣、pp.202-212.